



お引越しチェックシート

約1週間前

	手続きの種類	届け先	手続きの方法	チェック
一週間前	住民票移動 転出届け	現住所の 市区町村役場	移転届け及び転出証明書に記入します。届出人の印鑑が必要です。	
	国民健康保険 国民年金	現住所の 市区町村役場	国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑を持参します。(加入者のみ)	
	福祉関係 乳児医療・児童手当 老人医療・敬老年金	現住所の 市区町村役場	印鑑、転出証明を持参します。(受給者のみ)	
	印鑑登録	現住所の 市区町村役場	印鑑を持参します。代理人が手続きする場合は委任状が必要です。	
	不用品処分 大型ゴミ処分	現住所の 市区町村役場	なるべく早めに連絡します。(有料の場合が多い)	
	電話の移転届	管轄のNTT	116番または0120-688-0777に電話し、移転の申し込みをします。	
4〜3日前	金融機関届	金融機関窓口	銀行は窓口、金融機関・保険会社は電話で報告し、所定の用紙に記入します。銀行届印が必要です。	
	郵便物の移転届	管轄の郵便局	移転届用紙に現住所、引越先の住所、転送を開始する年月日を記入し押印します。	
	水道・ガス・電気 料金の精算	市区町村の水道局 管轄のガス会社 電力会社	現住所の水道局・ガス会社・電力会社に電話にて引越日を連絡します。	
	水道・ガス・電気 料金の申込	市区町村の水道局 管轄のガス会社 電力会社	新住所の水道局・ガス会社・電力会社に電話にて引越日を連絡します。	
	新聞などの精算	現管轄の営業所	電話で連絡するか、配達人に伝えます。	
	転校届	引越し先の学校	以前の学校の書類を提出します。	
お引越しの前日まで	ペット	保健所	印鑑、旧鑑札、予防接種済書を提出します。	
	後始末はきちんと	——	冷蔵庫・洗濯機は水切りを忘れずに。石油ストーブの灯油も空にしておいてください。	
	小物はまとめて	——	台所用品・書物・小物類は段ボール箱にまとめてください。	
お引越し後	引越先ですぐに 使うもの	——	ほかの荷物と区別できるよう目印をつけ、小物は取り出しやすいところにおいてください。	
	住民票移動・転入届 ・印鑑登録	引越先の 市区町村役場	転出証明書、届出人の印鑑、実印、などを持参します。	
	国民健康保険 国民年金	引越先の 市区町村役場	国民年金手帳、国民保険証、印鑑が必要です。(加入者のみ)	
	福祉関係 乳児医療・児童手当 老人医療・敬老年金	引越先の 市区町村役場	所定の窓口で手続きが必要です。	
	運転免許証の 住所変更	引越先の警察・ 安全協会	免許証、住民票を持参します。他都道府県の場合は顔写真が一枚必要です。	
	自動車の住所変更	引越先の 陸運事務所	車検証・車庫証明・印鑑証明・実印・車が必要です。	
ペット	引越先の保健所	保健所に予防接種済書を提出します。		